

- 一六 調和部職員ニ對シテ
- 一七 兵員替換間中ノ空平ヲハリ得ル
- 一八 習業如常勤務ニ對シテ
- 一九 補入後平工ノ習業調和ヲ維持スル
- 二〇 賞與ニ補員並ニ支給スル
- 二一 賞與ニシテ日給全額支拂ヘ
- 二二 資本家本對ノ職業限即撤廢スル
- 二三 臨時ニシテ臨時料率付又費
- 二四 臨時田圃料對減サレ
- 二五 職業中而會社員ノ自由ヲ與ヘ
- 二六 職業中而會社員ノ自由ヲ與ヘ
- 二七 補入空團者ニ日給全額支拂ヘ
- 二八 補入空團者ニ日給全額支拂ヘ
- 二九 補入空團者ニ日給全額支拂ヘ
- 三〇 補入空團者ニ日給全額支拂ヘ

財團法人協同會大坂支部

- 一七 勤務八時間ニ最低一時間休憩ヲ與ヘヨ
- 定給
- 一八 年二回ノ昇給但シ幼年工四回ニセヨ
- 一九 臨時休業ハ日給金額支給セヨ
- 二〇 解雇手當退職手當制定並ニ増加
- 二一 衛生諸設備ノ完成
- 二二 職長ヲ公選セヨ
- 二三 選舉投票及兵事召集ニ（點呼復習）日給全額ヲ支拂ヘ
- 實行方法
- イ、末組織印刷労働者ニ徹底的ニ宣傳シ不滿ヲ激發シ教育ニ務メル事
- ロ、爭議ノ場合ハ以上ノ貫徹ニ務メル
- 六 臨時雇制度撤廢ノ件
- 西第一支部
- 理由